第２章　安全な暮らしのための健康危機管理

第１節　健康危機管理の推進

◆　健康危機管理体制の充実　◆

新型インフルエンザや予測できない感染症の発生など、健康危機の発生、流行に備え、圏域で一体的に取り組まなければならない課題に対応するため、関係機関の連携を強化するとともに、市民に対して普及啓発を推進し、正しい知識を持つ市民を増やしていきます。

現　　状 ◆◇

１　健康危機をめぐる状況

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因で住民の健康を脅かす事態になることを「健康危機」と呼んでいます。海外から多くの人や物が行き来する国際都市東京では、様々な健康危機のリスクにさらされており、また、健康危機が発生した場合には、被害が急速に拡大するおそれがあります。

エボラ出血熱が平成 26（2014）年に西アフリカで大流行し、同年８月には日本でデング熱の国内感染患者が約 70 年ぶりに発生、平成 27（2015）年にはジカウイルス感染症が中南米などで流行しており、国際化の進展により、これらの感染症が国内に侵入し、感染が拡大するリスクが高まっています。

また、平成 29（2017）年には同一製造業者が加工した刻みのりにより、ノロウイルスの広域的な大規模食中毒が発生するなど、様々な「健康危機」が起こっています。

２　圏域の健康危機管理対策

圏域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、医療機関、警察、消防、行政機関などで構成されている「北多摩北部健康危機管理対策協議会」において、平成 23（2011）年３月に「北多摩北部保健医療圏健康危機管理計画」及び「北多摩北部保健医療圏　健康危機管理マニュアル」を改訂し、健康危機発生時に関係機関が迅速かつ的確に行動するための体制整備に取り組みました。

３　新型インフルエンザ等対策の現状

平成 21（2009）年４月にメキシコ及び米国で確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）は短期間で全世界に広がり、５月には都内でも患者が確認されました。

現在は、中国、東南アジアなどを中心に、鳥インフルエンザ（H7N9、H5N1）が発生しており、これらのウイルスが、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得することによって、新型インフルエンザが発生することが懸念されています。

新型インフルエンザの発生を受けて、平成 24（2012）年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されたことに伴い、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）が改定され、平成 28（2016）年８月には、新

型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が改定されました。

また、特措法において新型インフルエンザ発生時に区市町村が実施主体となり、全住民にワクチン接種を行う住民接種が規定されたことを受け、都の基本的な考え方をまとめた新型インフルエンザ発生時の住民接種の手引き（暫定版）が平成 24（2012）年に策定されています。

平成 28（2016）年には、国により特定接種（新型インフルエンザが発生した場合に医療を提供する医療機関等の従業員を対象に行う予防接種のこと。）管理システムが構築され、平成 30（2018）年３月に特定接種に登録する医療機関等が公表されました。

４　圏域の新型インフルエンザ等対策

ガイドラインに基づき、流行状況や医療機関相互の役割に応じた医療連携体制（情報提供体制、相談体制、移送体制、防疫体制、医療提供体制、予防接種体制等）等の必要な整備を進めるため、「北多摩北部健康危機管理対策協議会」のもとに「感染症医療体制確保部会」を設置し、平成 24（2012）年に北多摩北部保健医療圏感染症地域医療確保計画を策定しました。

医療提供体制の整備を進めるため、平成 27（2015）年には北多摩北部新型インフルエンザ圏域医療 BCP 検討分科会を設置し「新型インフルエンザ圏域医療 BCP 検討分科会検討課題への対応案（まとめ）」を策定し、これを踏まえて、平成 28（2016）年度に北多摩北部保健医療圏感染症地域医療確保計画の改定を行っています。

課　　題 ◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

高病原性の新型インフルエンザが発生した場合、多くの市民に健康被害が生じると共に、感染の不安などからパニックになり、社会機能が麻痺する可能性が指摘されています。

新型インフルエンザ等感染症の発生、流行に際し、感染の拡大や健康被害を最小限に抑えるためには、流行状況や医療機関相互の役割に応じた医療連携体制を構築することが不可欠です。

そのため、関係機関それぞれが事業継続計画（BCP）やマニュアル等を策定するとともに、関係者間の円滑な連携体制を維持することが必要です。

また、危機管理が発生した時に、市民がパニックを起こさないよう、正しい知識や行動などの普及啓発が重要となっています。

今後の取組 ◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

健康危機管理体制の充実

１　新型インフルエンザ等発生時のパニック予防のための普及啓発の推進

市民に対し、新型インフルエンザ等に対する正しい知識と感染予防策についての普及啓発を推進し、発生時に市民が冷静な行動を取ることができるようにします。

２　圏域の関係機関の連携体制の強化

「北多摩北部健康危機管理対策協議会」のもとに設置している「感染症医療体制確保部会」等を通じて、市及び医療機関等との連携を密にし、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を共有し、迅速に対応できる体制を整備します。

また、適宜、訓練を実施する等、発生時の体制の確認を行うとともに、国や東京都の動向を踏まえて、体制や計画の見直しを行います。

実施主体	具体的な施策（取組目標）
市民	◇新型インフルエンザ等について正しく理解 ◇感染予防のための行動をとる
医療機関	◇診療継続計画（BCP）の策定 ◇特定接種システムへの登録、予防接種等医療体制への協力 ◇職員に対する教育・普及啓発 ◇自院での訓練の実施、協力
事業者・ 関係団体	◇事業継続計画（BCP）の策定 ◇職員に対する教育・普及啓発
市	◇状況の変化に応じて行動計画・マニュアル等を改定 ◇市民へ新型インフルエンザ等の正しい知識と感染予防策について普及啓発を推進 ◇住民に対する予防接種体制の構築や訓練の実施、協力 ◇対策本部の設置（健康危機管理発生時）
保健所	◇感染症医療体制確保部会の開催、状況の変化に応じて地域感染症医療確保計画を改定 ◇市民へ新型インフルエンザ等の正しい知識と感染予防策について普及啓発を推進 ◇関係機関の特定接種登録への働きかけ ◇訓練の実施

保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
健康危機管理協議会を通じた医療連携体制	充実させる	―

コラム

「受診する前に電話して！　～ 新型インフルエンザが発生したら ～」

（保健所）

多摩小平保健所では、新型インフルエンザに関する普及啓発事業に取り組んでいます。平成26（2014）年度は、新型インフルエンザに関する正しい知識と感染予防策を市民に普及させるため、手洗いとマスク着用等の咳エチケットを心がけることを促すクリアファイルを作成し、圏域内の保育所・幼稚園、学校、福祉施設等、計523か所に配布しました。

平成 27（2015）年度には、新型インフルエンザ発生時の適切な受診行動を伝える動画を、保健所職員が自ら製作し、YouTubeで配信しました。

平常時には市民が身近に感じない健康危機については、従来の情報発信のみでは十分な効果を得ることができません。引き続き、情報の受け手側に立った多様な手法による広報活動に努めていきます。

受診する前に電話して！
https://tokyodouga.jp/10000000576.html　（東京動画）

第２節　生活の安全・安心の確保

◆　１　医薬品等の安全確保　◆

薬局等の安全確保に向けた監視・指導の実施と医薬品等の適正使用推進により、消費者の安全を確保します。
多様な薬物乱用防止対策を推進します。

現　　状 ◆◇

１　医薬品の安全確保の必要性

薬局や医薬品販売業者には、市民の健康を守るための厳格な安全管理が求められているにも拘わらず、平成 29（2017）年に肝炎治療薬「ハーボニー」等の偽造医薬品が流通し、患者に調剤される事案が発生しました。流通医薬品の安全への懸念が生じたことを踏まえ、同年 10 月に、医薬品医療機器等法の省令改正が行われ、より一層の品質確保、安全確保の措置が義務付けられました。

平成 28（2016）年 4 月から、患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握して薬学的指導にあたる「かかりつけ薬剤師・薬局」制度がスタートしました。また、同年 10 月の法改正により、地域包括ケアシステムの一端を担い、地域住民による主体的な健康の維持・増進の取組を積極的に支援する「健康サポート薬局」の届出が開始されました。

薬局においては、患者情報の聞き取りや、情報提供を通じて、医薬品の適正使用推進に努めているものの、お薬手帳の一本化などについて患者側の理解や協力が十分に得られていないため、複数の医療機関を受診する患者への重複投与や未服用の医薬品（残薬）の問題等、医療安全上の問題が依然として解消されていない状況にあります。

薬局・医薬品販売業の施設及び監視指導件数（平成 28(2016)年度）

区 分	施設数（年度末）						監視指導延べ件数
	北多摩北部	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	
薬　局	314	76	59	41	46	92	250
店舗販売業	116	25	28	14	14	35	92
卸売販売業	27	7	4	7	3	6	18

２　薬物乱用防止対策の必要性

現在、国内で乱用されている薬物は覚醒剤が圧倒的に多く（検挙者の約８割）、次に大麻が多くを占めています。

大麻事犯の検挙者数については、再び増加傾向に転じ、年代別の検挙者数では、10 代・20 代の若年層が半数弱を占めるなど、将来を担う若者への薬物の浸透が懸念される状況となっています。

危険ドラッグについては、警視庁等による取締りにより、都内の販売店舗は一掃され、検挙者数も減少傾向にありますが、未だ、実態把握が難しいネット等による販売が継続して行われています。

このため、危険ドラッグ使用による事件、事故の発生が懸念される状況は継続しています。

東京都では、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」をいち早く制定するなど、薬物乱用防止に積極的に取り組んでいますが、規制をいくら強化しても、新たな薬物の出現が後を絶たないという、いたちごっこが続いている状況です。

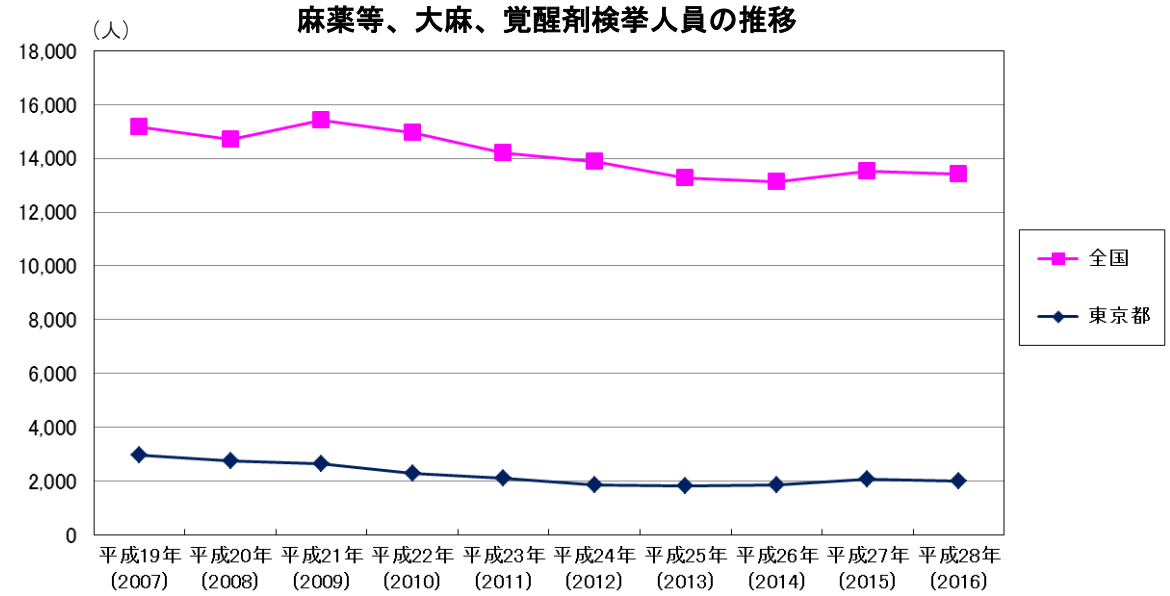

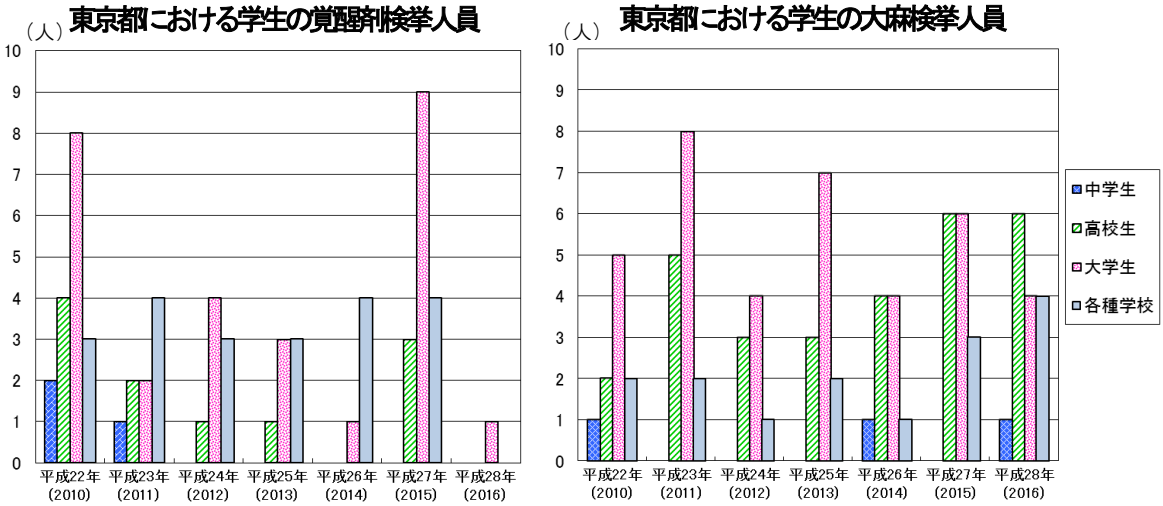

資料：東京都福祉保健局「東京都薬物乱用防止活動の手引き」（平成 30(2018)年 3 月）

課　　題 ◆◇◆◇◆◇

すい環境を整えるため、薬局に対する普及・啓発や届出に向けた支援が必要です。（平成 29（2017）年 11 月末現在：２件）。

２　ネットやＳＮＳ等の把握や対応が難しいツールにより、薬物に関する誤った情報が拡散しており、若年層への早い段階からの正しい知識の普及が必要です。

家族や周囲の人たちにまで深刻な影響を及ぼし、事件や事故につながりかねない薬物の乱用に対して、地域と協力して薬物乱用を許さない社会環境づくりに取り組むことが重要です。

コラム　**危険ドラッグ**

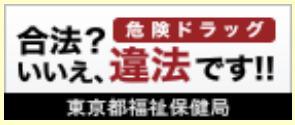

危険ドラッグとは、麻薬、覚醒剤や大麻等と類似した、興奮や幻覚作用等を有する成分を含むもので、「ハーブ系」「リキッド系」「パウダー系」等の種類があり、「お香」、「アロマ」、「バスソルト」、「植物栄養剤」などと、使用目的を偽装して販売されています。

「麻薬とは違う。」「身体への影響は少ない、安全だ。」等と誤解されがちですが、使用すると、自己コントロールできずやめられなく状態（依存）となり、様々な健康障害や異様な行動を起こすことがあります。

これまでは、精神毒性を有する成分であっても、法律で規制された成分でなければ「違法」でないとして、販売業者や乱用者の間で「合法ドラッグ」等と呼ばれていましたが、これらの薬物が危険なものであることを明確にするため、平成 26（2014）年７月 22 日、厚生労働省と警察庁は、新たな呼称を「危険ドラッグ」と決定しました。

（「東京都薬物乱用防止活動の手引き」より抜粋）

今後の取組 ◆◇◆◇◆◇

薬剤師会	◇自治指導員による巡回指導等を通じた、薬局等への情報提供、支援 ◇市民への医薬品適正使用の普及・啓発の実施（キャンペーン活動、ホームページ、広報誌等）
市	◇市民への医薬品適正使用の普及・啓発の実施（ホームページ、広報誌等）
保健所	◇医薬品の安全確保に向けた薬局等の効率的な監視・指導の実施（偽造薬等の排除、指針手順書による適切な業務運営の確保、医薬品の適正使用のための情報提供体制の確保等） ◇薬局・関係団体等への積極的な情報提供 ◇医薬品の適正使用推進に向け、かかりつけ薬局・健康サポート薬局等の普及・啓発の実施 ◇市民への医薬品適正使用の普及・啓発の実施（ホームページ、企画展示、広報誌、ラジオ等）

保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
安全確保に向けた効率的な薬事監視指導の実施	充実させる	事業報告等
医薬品適正使用等に関する普及啓発	充実させる	市からの報告 事業報告等

コラム　**健康サポート薬局とは**

健康サポート薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局です。

具体的には、「医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う」、「健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関に紹介する」、「地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施する」、「地域の薬局への情報発信、取組支援等を行う」など積極的な取組を実施します。

健康サポート薬局を公表する仕組みが設けられ、地域住民に認知され、地域住民の健康につながることが期待されています。

＜かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能＞
- 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- 24時間対応、在宅対応
- かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化　等

（日本薬剤師会ホームページより）

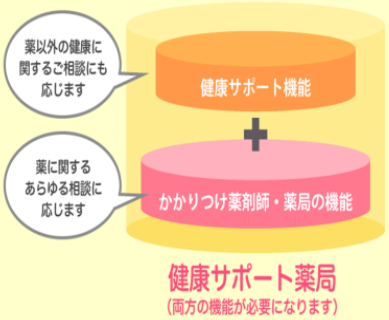

薬物乱用防止啓発活動の推進

１　薬物乱用の害の周知、薬物乱用防止意識の向上のための啓発活動

市、薬物乱用防止推進協議会及び関係機関（薬剤師会・学校薬剤師会）や学校と協力・連携して、多様な啓発活動を実施し、薬物乱用防止に向けた意識・環境づくりを推進するとともに、市民に対し薬物乱用の害を周知します。

２　関係団体等による薬物乱用防止活動への支援

市、薬物乱用防止推進地区協議会、関係団体等に情報提供を行うとともに、街頭キャンペーンや薬物乱用防止教室への支援を行います。

市における薬物乱用防止推進地区協議会等の活動を支援し、薬物乱用防止の普及啓発活動を支援します。

実施主体	具体的な施策（取組目標）
市民	◇薬物乱用に関する知識を深め、乱用を許さない意識、環境づくりに努める
薬剤師会・学校薬剤師会	◇小・中・高等学校が行う薬物乱用防止教室等への講師派遣
薬物乱用防止推進地区協議会	◇薬物乱用の害の周知、薬物乱用防止意識の向上のための啓発活動の実施（キャンペーン活動、薬物乱用防止ポスター、標語の募集　等） ◇地域の薬物乱用防止講演会や小・中・高等学校が行う薬物乱用防止教室等への講師派遣・紹介
市	◇薬物乱用の害の周知、薬物乱用防止意識の向上のための啓発活動の実施（ホームページ、広報誌等） ◇薬物乱用防止推進地区協議会事務局として、事業の支援・取りまとめの実施
保健所	◇薬物乱用の害の周知、薬物乱用防止意識の向上のための啓発活動の実施（ホームページ、企画展示、広報誌、ラジオ等） ◇小・中・高等学校が行う薬物乱用防止教室や地域の薬物乱用防止講演会等への講師派遣・紹介 ◇市・薬物乱用防止推進地区協議会・関係団体等による薬物乱用防止活動への支援（薬物見本、ＤＶＤ、リーフレット等の啓発資材の貸出）及び情報提供

保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
薬物乱用防止に関する普及啓発	充実させる	市からの報告 事業報告等

コラム　**小平市薬剤師会・小平市学校薬剤師会の取組　（小平市薬剤師会）**

平成 14（2002）年度から「お薬教育」に取り組み、現在は市内の全公立小中学校ごとの担当薬剤師が「お薬教育」や「薬物乱用防止教育」に深く関わっています。

授業では、養護教諭・保健体育科教諭と協働して「薬の役割」、「薬の正しい使い方」、「薬物乱用防止」などについて、実験やクイズを交えて授業を行い、家庭でも家族と一緒に授業を振り返ることができるよう工夫を凝らして取り組んでいます。

また、会員、市の教育委員会や学校長・教諭、元大学教授等の専門家の参加を得た「お薬教育検討会」を定期的に開催し、授業内容の検討や意見交換、学校で教育活動を行う薬剤師のスキルアップを図る研修などを行っています。

◆　２　食品の安全確保　◆

食中毒等、食品による健康被害の未然防止、拡大防止及び再発防止に取り組みます。
食品関係事業者の自主的衛生管理と食品の安全に関する情報発信及びリスクコミュニケーション[1] を進めていきます。

現　　状 ◆◇◆◇◆◇

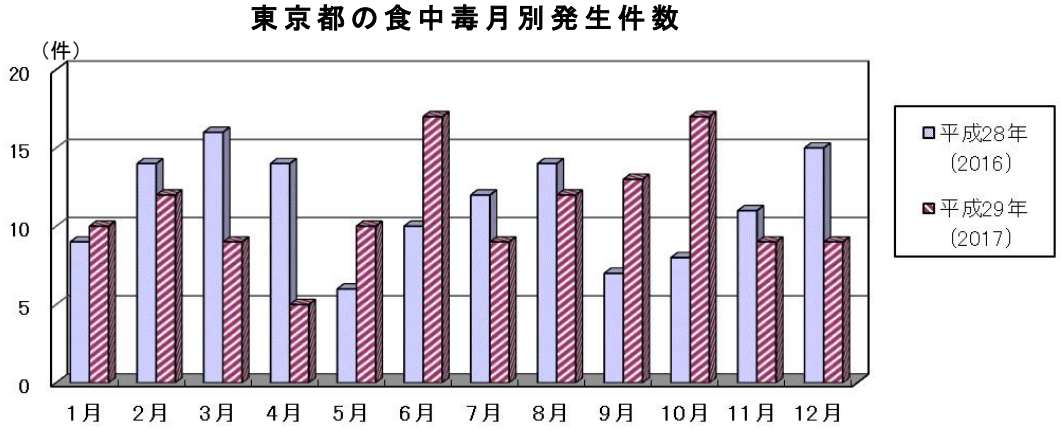

資料：東京都福祉保健局「食中毒の発生状況」

食中毒等の食品による健康被害の未然防止には、食品取扱い施設で日常的に行う衛生管理を徹底することが最も重要です。そのためには、施設の事業者やそこで働く従事者が、自主的に衛生管理の向上を図っていく必要があります。

そこで保健所は、飲食店等の監視指導において、自主管理の重要性について営業者へ働きかけるとともに、施設に応じた助言等を行っています。あわせて、「東京都食品衛生自主管理認証制度」の普及と取組への支援を行っています。特に、社会福祉施設や保育園等では、ひとたび食中毒等が起こると多数の患者や重症者が出るおそれがあり、十分な予防対策が必要です。そのため給食施設における食品衛生管理の充実を目指した自主管理の支援を行っています。

また、事業者を対象とした食品衛生講習会を定期的に行い、自主管理の重要性や国際基準であるHACCP[1]（危害分析・重要管理点）システムについて知識の普及を図っています。

さらに、市民に対しても、手洗い動画や講習会などにより、食中毒の危険性やその予防など、食品衛生に係る正しい知識の普及を進めています。

課　　題 ◆◇

食中毒を防止するには、事業者等自らが、その施設に応じた衛生管理の方法を記した「食品衛生管理マニュアル」を作成し、それに基づき点検記録等を着実に行いながら日々の衛生管理を進めるなど自主管理を進める必要があります。そのためには、東京都食品衛生自主管理認証制度の普及と取組への支援や、HACCP に基づく衛生管理の考え方について普及啓発を図っていく必要があります。

社会福祉施設や保育園、学校などの給食施設は、大規模食中毒や重症者の発生が危惧されるため、監視指導や自主的衛生管理の取組の支援などの重点的な対策や被害の拡大防止の観点から、特に迅速的確な危機管理対応が必要となります。

都民に対しては、食品の安全に関する情報をよりわかりやすく提供するとともにリスクコミュニケーションを推進していくことが必要です。

[1] HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

今後の取組 ◆◇

食品の安全確保の推進

圏域重点プラン

１　東京都食品安全推進計画に基づく総合的な食品対策の推進

圏域の食品の安全を確保し、食品に対する住民の信頼を確保するために、「東京都食品安全推進計画」に基づく基本施策及び重点施策のうち、特に地域に密接に関連したプランを重点的・優先的に実施し、食品の安全確保の着実な推進を図ります。また、東京都食品衛生監視指導計画に基づき監視指導等の事業を重点的、効果的かつ効率的に実施します。

圏域各市、関係機関、関係団体等と連携し、総合的な食品安全行政を進めていきます。

２　食中毒対策

食中毒などの健康危害を未然に防止するため、施設の監視指導や従事者への衛生教育を実施します。

緊急時に速やかに対応できる体制を整え、食中毒が疑われる事例を探知した際は、直ちに初動調査を行い、原因究明と被害拡大の防止に努めます。調査の結果に応じ、法令等に基づく拡大防止措置を講じるとともに再発防止の指導を行います。

３　食品関係事業者の自主的衛生管理を推進

食品衛生知識や食品衛生自主管理認証制度の知識の普及促進を行います。また、HACCPの制度化を踏まえ、段階的な導入に向けて、関係事業者に知識の普及啓発を図っていきます。

社会福祉施設や学校などの集団給食施設や大量調理施設に対する衛生教育を充実させ、衛生管理対策について重点的に指導することにより自主管理の推進を支援します。

４　情報発信の充実とリスクコミュニケーションの推進

ホームページ、定期発行情報誌及び講習会等を活用し、食品の安全に関する最新情報を提供します。

当圏域各市、関係機関、関係団体と情報交換や意見交換を行い、得られた情報や意見を食品の安全確保に反映させます。

保健所には住民から学園祭、市民祭りなどでの食品提供に関する相談、食中毒や食品に関する苦情等の情報が多く寄せられます。これらの情報を監視指導や普及啓発等の事業に反映させるとともに、住民と直接リスクコミュニケーションを行うことができる機会として捉え、対応していきます。

実施主体	具体的な施策（取組目標）
市民	◇食品の安全に関する適正な理解 ◇学園祭、市民まつりなどを通じ食品衛生に関する知識を習得
事業者団体 （食品衛生協会など）	◇点検及び記録による食品衛生に関する自主管理を推進 ◇衛生教育の機会を確保
事業者	◇食品衛生に関する自主管理の推進 ◇食品衛生の最新情報を活用し食中毒を防止
市	◇保育園や学校給食関係者に対する衛生教育の充実 ◇保健所と協力し食の安全に関する情報の発信
保健所	◇食品衛生監視指導計画の確実な遂行 ◇食中毒発生時の迅速かつ的確な対応 ◇リスクの高い社会福祉施設、学校給食施設等の大量調理施設に対する重点的な監視指導 ◇食品衛生講習会の充実・強化 ◇食品衛生情報紙による情報発信の充実 ◇食品衛生自主管理認証制度の普及啓発 ◇自主管理推進の支援

保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
社会福祉施設や学校、保育園等給食施設に対する食中毒予防対策の実施	充実させる	事業報告等

コラム　**東京都食品衛生自主管理認証制度　　（東京都）**

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を積極的に評価する制度です。事業者からの申請に基づき、施設で行われる衛生管理について、都知事が指定する民間の審査機関が審査し、都の定める認証基準を満たしている施設を認証します。東京都はそのことを広く都民に公表することによって、食品関係施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としています。

制度の概要や認証施設の公表のホームページ「食品衛生の窓」
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/ninshou/index.html

◆　３　生活環境の安全確保　◆

環境衛生営業施設の自主衛生管理を推進し、衛生的な環境を確保します。

現　　状 ◆◇◆

１　環境衛生営業施設の衛生確保

圏域には、約 1,800 件の理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館等の環境衛生営業施設があり、多くの都民が日常利用しています。これらの施設に対しては、公衆衛生の向上を目的として、室内の清潔保持、使用器具の洗浄・消毒、水質確保等の基準が設けられています。保健所では、定期的に立入検査を実施して維持管理状況について指導するとともに、営業者の自主衛生管理の推進に努めています。

２　レジオネラ症予防対策の徹底

四類感染症であるレジオネラ症は、とりわけ免疫力の低下した高齢者を中心に多く感染し、時として重篤な肺炎を引き起こすことが知られています。レジオネラ症による死亡事故が国内で発生しており、都内でも高齢者を中心に患者届が多数報告されています。原因となるレジオネラ属菌は、土壌や川、湖の淡水に広く生息しており、維持管理が不適切なときは循環式浴槽等で繁殖する場合があります。レジオネラ属菌による感染を防ぐために、多くの都民が利用する公衆浴場等の衛生管理の向上が重要です。

当圏域では、「公衆浴場等営業施設におけるレジオネラ症発生予防対策の充実」を重点プランに掲げ、営業施設に対して自主管理の推進、監視・指導及び水質検査等の予防対策に取り組んできました。また、社会福祉施設の自主管理を支援するために施設調査及び助言・指導を行いました。

レジオネラ属菌の検出率ゼロを目標に営業施設の監視・指導等を行ってきた結果、検出施設数は減少しましたが、なお一部の施設でレジオネラ属菌が検出されています。

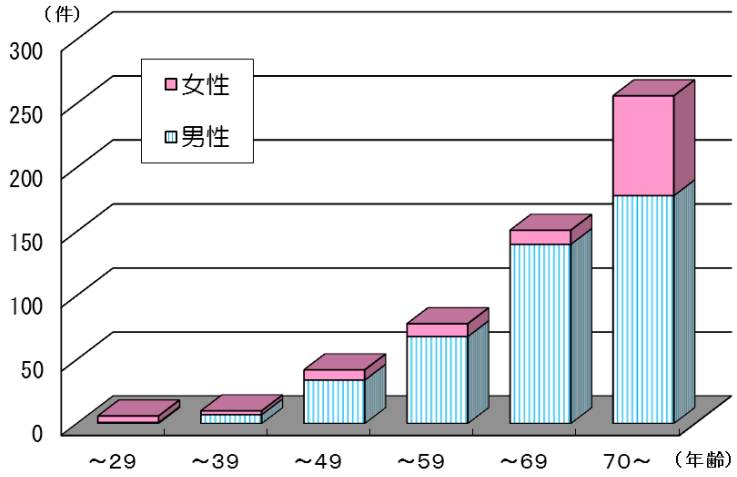

性別・年齢別レジオネラ症患者発生数（平成24（2012）年～28（2016）年）

資料：東京都福祉保健局「東京都感染症発生動向調査事業報告書」

課　　題 ◆◇◆◇◆◇

公衆浴場等営業施設におけるレジオネラ症発生予防対策の充実

利用者が多く一度レジオネラ症患者が発生すると、大きな影響を及ぼすおそれの高い公衆浴場営業施設等における日常の衛生管理実態を把握するため、維持管理状況報告を求め審査します。また、レジオネラ属菌検査を実施し、菌検出施設に対しては不検出となるよう改善指導します。

営業者へのレジオネラ属菌に関する情報提供や指導相談の充実を図るとともに、レジオネラ症感染防止対策の普及啓発を行い、更なる自主管理の向上を図ります。

実施主体	具体的な施策（取組目標）
公衆浴場営業施設等	◇法令に基づく自主管理の徹底 ◇維持管理状況報告書の提出 ◇レジオネラ属菌検出時の改善措置及び維持管理方法の見直し
保健所	◇監視・指導及び水質検査 ◇維持管理状況報告書の審査・指導 ◇レジオネラ属菌検出時の改善指導及びレジオネラ症対策の普及啓発

保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
営業施設に対するレジオネラ症対策の重点監視指導及び普及啓発	充実させる	維持管理状況報告等により把握

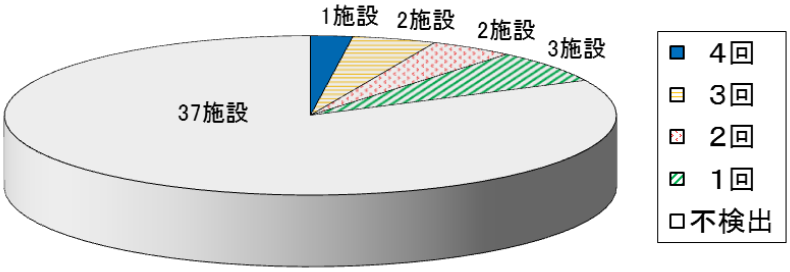

過去5年間の許可施設でのレジオネラ属菌検出回数
（平成25（2013）～29(2017)年度）